

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡小鹿野町下小鹿野字小鹿原道下 九三七番二地先から同郡同町長留字山ノ 神三〇三番一地先まで	区 間
一〇・二五 一六・八〇	八・六五 一六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	五三・六〇	延長 (メートル)
		備 考